## 4. 合流式下水道緊急改善事業とは

合流式下水道は、都城市を含め早くから下水道事業に取り組んできた大都市 を中心に全国 191 の都市で採用されてきました。

このため、国は公共用水域の水質保全等に資することを目的として、平成 14 年度に『合流式下水道緊急改善事業』を創設しました。

その後、この事業の実施に当たっては、平成 19 年度より 3 年間以内に『合流式下水道緊急改善計画』を策定するもとし、その計画期間は、平成 25 年度を超えない範囲で5年以内と定めました。

合流式下水道緊急改善計画の計画目標は以下の 3 項目について定めることになっています。

## ①公衆衛生上の安全確保

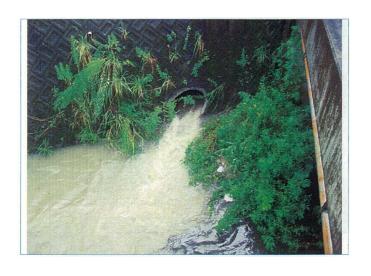
一全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること

## ②夾雑物(きょうざつぶつ)の削減

-全ての雨水吐で夾雑物流出を極力防止すること。

## ③汚濁負荷量の削減

-分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度 以下となること



【右写真】大雨の降り始めに、雨水 吐き室の越流堰を超えて、年見川に 流 れ 出 る 未 処 理 放 流 水 。 (平成 16年 改善対策前の写真)